

鈴鹿市の補助金見直しにあたっての提言

鈴鹿市行財政改革推進委員会

はじめに

鈴鹿市は、市内企業の堅調な業績もあって歳入の根幹である税収も好調に推移し、平成 16 年度からは、普通交付税の不交付団体になった。しかしながら、今後大幅な税収増が見込めないにもかかわらず、近年の予算編成は、財政調整基金等いわゆる貯金の取崩しによって、少子高齢対策など行政需要の増大に対応している。数年前には 50 億円余にも上った普通交付税交付金の不交付が定着する中、今後、総合計画に位置づけられた様々な行政施策を着実に展開していくために、歳出の徹底した見直しと職員の意識改革を迫られている。

こうした厳しい社会経済情勢に対応するため、鈴鹿市は平成 17 年度に第 5 次総合計画の策定とともに鈴鹿市行財政改革計画を取りまとめた。計画は、平成 20 年度までの 3 ヶ年を計画期間とするもので、この中の進めるべき改革内容「効率的・効果的な財政基盤の確立」の 1 項目として、「補助金・負担金等の適正化」が謳われている。同時に、集中改革プラン（「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づいて策定された平成 17 年度から平成 21 年度までの行政改革の具体的な取組を明示したもの）においても改革事項「補助金の見直し」として、「各種補助金の新設、休廃止、見直し等を行うにあたり、外部の意見を取り入れることにより、より適正な補助金のあり方を定める。」ことを明示・公表している。

行財政改革計画の策定やその進捗状況について、市民、民間の立場から提言・評価を行ってきた本委員会では、市からの要請を受けて、平成 17 年度の末から、補助金の適正化に焦点を絞って、協議を重ねてきた。現状把握から聴取調査、先進の事例研究をもとに民間の考え方、委員の思いも込めて、提言として、取りまとめた。

どのようにして活かしていただけるかは、偏に行政の姿勢にかかわる。

補助金が、鈴鹿市の担う課題や行政目的を実現するための有効な一手段として活用されることに、本提言が役立つことを願うものである。

平成 19 年 2 月 13 日

鈴鹿市行財政改革推進委員会

委員長	森 田 幹 男
委員長職務代理者	吉 島 隆 子
委 員	青 山 利 夫
委 員	岡 田 信 春
委 員	小 林 慶太郎

鈴鹿市の補助金見直しにあたっての提言

【現状分析等】

1. 補助金の現状分析等を行うこと。
各補助金について、その交付目的、必要性、交付先、使途、交付額等を明らかにした上で、見直しに取り組むこと。
2. 補助金を分類整理すること。
いろいろな補助金をひとまとめに議論することは難しい。財政援助的なもの、行政サービスを補完するもの、ソフト事業に係るもの、建設事業に係るもの等、補助金を一定の区分を設けて分類して整理すること。
3. すべての補助金を対象とすること。
国県等の財源の有無にかかわらず、すべての補助金を対象として、交付目的、必要性、効果等を明らかにした上で、これらの再検討を行うこと。

【見直しの手法等】

1. ゼロベースで行うこと。
補助金の中には、長期のうちに既得権化し、目的も形骸化しているものもあるのではないか。最初から補助金ありきではなく、仮にこの補助金がなかったらという視点で検証を行うこと。
2. できるものから行うこと。
補助金のみならず行政のいろいろな分野において、硬直化した部分があるが、それを理由に先送りをせず、実施可能なものから行うこと。
3. 期限を設定すること。
社会経済情勢の変化に的確に対応するため、また、長期化等による弊害を防ぐため、補助金についても、期限を定めて、定期的に見直すことが必要である。すべての補助金について、一定期間後には休廃止を前提とした見直しを行うサンセット方式を導入すること。

4. 担当部課を超えて行うこと。

補助金を受ける団体等にあつては、その団体自体が、行政の縦割り組織に属している場合が多く、複数の行政窓口から類似の補助金が交付されている場合がある。受ける側にとっても行政側にとっても、より効率的な補助金にするため、施策横断的に部課を超えて見直しすること。

5. 第三者機関を交えて行うこと。

補助金の見直しが従来からの課題となってきたにもかかわらず、遅々として進まないのは、行政内部で行われていたことに一つの要因があると考えられる。より適正な補助金制度を構築するため、第三者機関が積極的に関与できる体制により、見直しを進めること。

【交付基準の仕組み】

1. 公平性、透明性を確保すること。

住民意識の高まりにより、行政のさまざまな分野に住民の関心が注がれており、従前以上に、公平性、透明性が求められている。補助金の成果を積極的に公表する仕組みを講じること。

2. 評価を前提としたものにする。

補助事業において、補助金が有効、かつ適切に機能しているかどうかを第三者が判断できるためには、客観的な「目標」と「評価」作業が欠かせない。補助金は交付することで完結させずに、その後の評価を前提としたものにする。

3. 使い道を明確にすること。

補助金は、市民の税金によって、自立を支援するものである。補助金により、どのような成果があるのか、それを確認できる仕組みとすること。

4. 受ける側の意識改革を推進させること。

補助金を交付する側の行政担当職員には補助金に対する意識改革が浸透しつつあると思われるが、受ける側に公金が使われているという意識を向上させる仕組みとすること。

【行政への提言】

1. 公募型補助金等，新しい補助金制度を設けること。

従来型の補助金は，使い道等について制限が設けられているが，国の補助金等においても交付金化等により，緩和される傾向にある。市独自の補助金についても，住民の自主性を期待し，ものによっては，使い道を緩和する補助金があってもよいのではないか。積極的な住民参加を誘導するような公募型の補助金など従来の枠にとらわれない，新しい仕組みの補助金の創設を検討すること。

2. 補助金交付基準を整理すること。

鈴鹿市では，補助金の交付手続等に関する基本的な規程として，鈴鹿市補助金交付要綱を制定しており，さらに個別の補助金については，それぞれの交付要綱等により，具体の事務手続等が定められているが，いずれも補助金そのものの是非等についての規程ではない。補助金のあり方等についての基本となるべき基準を整備すること。

3. 個々の補助金の交付決定等は，行政の所管であること。

この指針は，補助金の見直しにあたっての方向性を示すものであり，個別の補助金については，基準に沿って，行政の責務として，適切な処理を行うものであること。また，その効果の検証は，第三者機関の審査によるものであること。

4. 見直しの工程を定めること。

この指針の実効性を担保するために，現状分析等や見直し基準の策定等について，それらの実施時期の目標を明らかにした工程を定めること。